

坂戸市設計委託業務成績評定要領

令和3年1月13日決裁

令和5年3月28日決裁

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する土木工事及び建築工事に係る設計の委託業務（以下「設計委託業務」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図ることにより、評定の結果の活用による受注者の適正な選定及び指導育成を促進し、もって設計委託業務の品質確保に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、1件の委託金額が50万円を超える設計委託業務であって、次に掲げるもの（以下「評定対象業務」という。）とする。ただし、別表に定める設計委託業務については、評定を省略することができる。

- (1) 土木工事に係る詳細設計（埼玉県土木設計業務共通仕様書に定める詳細設計をいう。）の設計委託業務（以下「土木設計業務」という。）
- (2) 建築工事に係る実施設計（建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成31年国土交通省告示第98号）別添一第1項第2号に定める実施設計をいう。）の設計委託業務（以下「建築設計業務」という。）

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、担当監督員及び総括監督員並びに検査員とする。

(評定方法)

第4条 評定は、監督又は検査で確認した事項に基づき、評定対象業務ごと及び評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 担当監督員及び総括監督員にあつては評定対象業務が完了したときに、検査員にあつては完了検査を実施したときに、それぞれ評定を行うものとする。
- 3 評定は、市長が別に定める「考査基準」及び「評価項目別採点表」に基づき行い、土木設計業務の評定の結果にあつては「土木設計委託業務成績報告書」（以下「土木設計報告書」という。）及び「土木設計委託業務成績評定表」に、建築設計業務の評定の結果にあつては「建築設計委託業務成績報告書」（以下「建築設計報告書」という。）、「評価項目別評定点

採点表」及び「建築設計委託業務成績評定表」に記録するものとする。

(評定の報告)

第5条 検査員は、評定の結果について、完了検査報告書に「土木設計報告書」又は「建築設計報告書」を添付して市長に報告するとともに、当該報告後、「土木設計報告書」又は「建築設計報告書」の写しを委託業務担当課長に送付するものとする。

(評定結果の通知)

第6条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに様式第1号により、完了検査の結果及び評定の結果を当該評定対象業務の受注者に通知するものとする。

(説明請求及び措置)

第7条 前条の規定による通知を受けた評定対象業務の受注者は、評定の結果に疑義があるときは、当該通知を受けた日から起算して14日(閉庁日を含む。)以内に、様式第2号により、説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、様式第3号により、当該評定対象業務の受注者に回答するものとする。

3 市長は、前項の規定により回答するときは、必要に応じ、坂戸市設計委託業務成績評定審査委員会(以下「委員会」という。)の審議を経るものとする。

(委員会の設置等)

第8条 前条第1項の規定による評定の説明請求に対し、当該評定の内容を公正に判断するため、委員会を設置する。

2 委員会は、委員長及び委員6人以内で組織する。

3 委員長は、委託業務検査主管部長をもって充てる。

4 委員は、委託業務検査主管課、委託業務担当課、施設管理課、維持管理課、道路河川課及び区画整理課の課長相当職並びに課長補佐職の者のうちから、その都度委員長が指名する。

5 委員会は、委員長が招集する。

6 委員長は、審査に当たり、必要があると認めるときは、評定対象業務の受注者及び関係職員の出席を求め、又は意見の聴取若しくは資料の提出を求めることができる。

(評定の修正)

第9条 市長は、検討した結果、評定を修正する必要があると認めるときは、

「土木設計報告書」又は「建築設計報告書」を修正し、様式第4号により、当該評定対象業務の受注者に通知するものとする。

(評定結果の公表)

第10条 市長は、第5条の規定による報告を受けたとき、又は前条の規定による評定の修正をしたときは、速やかに様式第5号により、評定の結果を公表するものとする。この場合において、公表は、委託業務検査主管課が行うものとする。

2 公表の方法は、自由閲覧方式によるものとし、閲覧者の氏名等の記載は要しないものとする。

3 公表の期間は、評定対象業務が完了した年度の翌年度の末日までとする。
(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表 評定を省略することができる設計委託業務

- 1 公益法人等を随意契約の相手方とする設計委託業務
- 2 部分的な修正設計の設計委託業務
- 3 災害時等の緊急を要する設計委託業務
- 4 その他市長が認める設計委託業務